

令和8年度鳥栖市介護予防事業仕様書
(鳥栖市元気カフェ立ち上げ支援業務)

1 目的

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号の規定に基づき、高齢者が気軽に立ち寄り、運動等の介護予防に取り組める場の立ち上げを支援することで、加齢等に伴う心身の機能低下を予防し、要介護状態等となることを防ぐとともに、自分らしい自立した生活が維持・向上できる体制を整備する。

2 用語の定義

(1) 利用者

鳥栖市に住所を有する65歳以上の者で、本事業へ参加する者。

(2) 事業者

本事業を受託する事業者のことをいう。

3 履行予定期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

4 委託上限額

570,266円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施体制等

(1) 「介護予防マニュアル【第4版】（令和4年3月改正）」に基づく効果的な事業実施が可能な体制を整えること。

(2) 事業者は、事業を担当する職員に対し、介護予防に資する研修を積極的に受講させるものとし、本事業が、利用者の自立した日常生活を支援するためのものであるとの認識のもと、職員相互が常に情報共有し、効果的な事業実施に努めるものとする。

(3) 事業者は、市からの要請に対し、臨機応変かつ迅速に対応できる体制であること。

(4) 台風、積雪等の天候悪化、災害等により、事業の実施が困難と思われる場

合、市と協議の上、中止等の判断を行ったうえで、可能な限り1週間以内の期日に振り替えて開催するよう調整し、事業対象者に対し迅速に連絡すること。

6 事業内容

(1) 実施回数等

市内町区の公民館、集会所等において、週1回、1箇所の立ち上げを支援する。

(2) カリキュラム等

事業のカリキュラム等は、次の点に配慮して、検討・決定すること。

- ① 本事業が効果的なものとなるよう、事業のカリキュラム、運動メニュー等の内容を工夫し、かつ、参加者が意欲的に取り組めるよう、わかりやすい説明や楽しんで参加できる要素を取り入れること。
- ② 個々の事業対象者が、終了後も日常生活の中で引き続き取り組める内容とするとともに、利用者が継続して取り組める意欲を引き起こさせるような工夫あるプログラムであること。
- ③ 運動指導と講話を適切に組み合わせて実施すること。
- ④ より多くの参加者を見込める内容とする、もしくは事業の内容をより多くの住民にPRできるよう創意工夫を行うこと。

例：電子媒体（SNS等）を利用する、事業の効果がわかるチラシ・新聞を作成する等

7 職員の配置

- (1) サービス提供時間を通じて、次のいずれかの資格を有する職員を1名以上配置すること。（元気カフェ1か所につき12回支援する。）

医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、健康運動指導士、介護福祉士、歯科衛生士、管理栄養士

- (2) サービス提供時間を通じて、市が養成する介護予防サポーターを2名以上配置すること。

- ① 市が提供する介護サポーター名簿の中から連絡調整し、人員の確保

を行うこと。

② 介護予防サポーターには、サポーターとして活動をお願いする。

8 記録の作成等

- (1) 事業実績報告書：プログラムの概要、実施場所、実施期間、参加実人数、参加延人数、実務担当者名、事前事後の変化が分かる指標とその評価結果、総評、考察、課題等がまとめられたもの
- (2) 編纂、提出方法
紙資料にて製本した状態で全体事業報告書を提出し、入力データを市が求める場合はCD-R等へ保存し、提出すること。
- (3) 事業終了後の30日以内に提出すること。

9 事業の評価

- (1) プログラムの実施前後の事業の評価を適切に行えるよう、体力測定等を適切に行うこと。
- (2) 事業の評価にあたっては、令和4年3月改正「介護予防マニュアル【第4版】」に従い、適切に行うこと。
- (3) 評価の実施にあたっては、その結果を十分に分析するとともに、本事業の課題や改善策についても検討し、市に対して具体的な提案を行うこと。

10 安全管理等

- (1) 事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備すること。
- (2) プログラム実施にあたり必要な傷害保険に加入し、その証券の写しを契約時に市に提出すること。
- (3) 事業各会場において、AEDの設置場所、使用方法を確認しておき、適切に使用できる体制を整えておくこと。
- (4) 万一事故が発生した場合は、速やかに必要な措置をとり、市に報告すること（報告書様式は任意）。
- (5) 利用者の身体状態に気を配り（血圧測定等）、適切な実施に努め、安全管理を徹底すること。

(6) 事業実施にあたっては、感染症対策を講じること。

1 1 損害の補償

事業の実施にあたり、利用者及び第三者等へ損害を与えた場合は、事業者の負担とする。

1 2 個人情報保護とセキュリティ対策

個人情報保護法を遵守すること。個人情報の取り扱いには慎重を期し、本事業に関する事項及び本事業実施上知り得た秘密を他人には漏らしてはならない。また、本事業終了後においても同様とする。

1 3 その他

- (1) 善良なる管理者の注意義務を怠らないこと。
- (2) この業務仕様書に定めのない事項並びに業務仕様書に疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議の上決定する。
- (3) 事業開始前に、従事者名簿、資格証の写し、傷害保険証券の写し、安全マニュアル、参加者配布資料、事業計画書を市に提出すること。
- (4) 実施した事業の報告内容の記録について、事業終了後5年間は保管しておくこと。
- (5) この契約の実施にあたり、特段の事情により、実施回数等の変更、又は利用者の大幅な減少等の事態が生じたときは、市及び事業者双方協議の上、解決するものとする。